

重要事項説明書

社会福祉法人高嶺福祉会
デイサービスセンター野桑の里

上郡町介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス A）

重要事項説明書

〔 令和 7 年 4 月 1 日 改定 〕

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

事業所名：デイサービスセンター野桑の里 TEL：0791-57-7000

担当 村田 博之 重要事項説明者 大森 むつみ

各市区町村でも受け付けております。※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 デイサービスセンター野桑の里の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	デイサービスセンター野桑の里
所在地	兵庫県赤穂郡上郡町野桑 3 0 2 7 番地
介護保険事業所番号	2873900209 号
サービス提供地域	上郡町

(2) 営業時間及びサービス提供時間

月曜 ～ 土曜	営業時間	午前 8：30 ～ 午後 5：30
	サービス提供時間	午前 9：00 ～ 午後 4：15

(3) 職員体制

	資 格	常 勤	パート	計
管理者		1 名（兼務）		1 名
生活相談員		4 名（3 名兼務）		4 名
看護師	看護師・准看護師		2 名（兼務）	2 名
機能訓練指導員	看護師・准看護師・作業療法士等		3 名（兼務）	3 名
介護職員	介護福祉士・2 級ヘルパー資格者等	5 名（3 名兼務）	4 名	1 0 名

3 サービス内容

通所型サービス A 計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、アクティビティその他必要な介護等を行います。

4 利用料金

	単位数	介護負担割合証 1 割の方	介護負担割合証 2 割の方	介護負担割合証 3 割の方
1 回あたり	3 9 0 単位	4 6 0 円	9 2 0 円	1,3 8 0 円
介護職員処遇改善加算 I	3 5 単位	3 5 円	7 0 円	1 0 5 円

※週 1 回を超えたサービス利用は以下の通り全額自己負担となります。

1 回：4,0 0 0 円（食費は除く）

ただし、総合事業開始時点で要支援 2 の人及び要介護から要支援 2 に変更になった人は週 2 回も可

○自費をいただくもの

食費	朝食：450円 / 昼食：650円 / 夕食：650円
手工芸の材料費	実費（～600円）
喫茶代	実費（～600円）
オムツ・パッド代（1枚につき）	150円・50円
洗濯・乾燥費	100円
複写物（1枚につき）	10円

介護保険適用外の料金を変更する場合は、1か月前以上に文書で連絡します。

○料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月10日までに当月分の料金を請求いたしますので、20日から月末までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

○キャンセル料

ご利用者が利用予定日の前日朝9時30分までに通知することなくサービスの中止をした場合、食費と同じ料金をキャンセル料としていただきます。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		

6 事故発生時の対応方法について

利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する通所型サービスAの提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】

上郡町役場 国保介護支援課 所在地 赤穂郡上郡町大持 278 番地

電話番号 TEL：0791-52-1152

ファクス番号：0791-52-6015

なお、当施設は、下記の保険会社に参加しています。

あいおいニッセイ同和損害保険（株）

7 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 通所型サービスAの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

8 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者（介護課長・松本聖史）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 身体的拘束等について

当事業所は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

10 非常災害対策

当事業所は、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員及びご利用者が参加する訓練を定期的の実施いたします。

1.1 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所型サービス A の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.2 衛生管理等

- (1) 通所型サービス A の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理

に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1.3 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

担当の介護支援専門員にお申し込み、介護予防ケアマネジメントの作成を依頼してください。その後、契約を結び、個別サービス計画書を作成しその計画に従ってサービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお電話にてお申し出ください。ただし、正式には文書の提出をお願いいたします。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、自立または要介護と認定された場合
- ・ ご利用者が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ ご利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。
- ・ 災害発生時、状況によってはお迎えに来ていただく場合がございます。

1.4 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者の身体状況・認知状況等相談

担当 生活相談員

大森 むつみ

②当施設ご利用者相談・苦情担当

担当	苦情受付担当者名	大森 むつみ
	苦情受付責任者名	村田 博之
	第三者委員	植田 哲司
電話	0791-57-7000	(受付時間8:30~17:30)

③当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。
(赤穂郡上郡町役場)

担当	健康福祉課 介護保険係
電話	0791-52-1152

④兵庫県国民健康保険連合会

苦情係 電話	078-332-5682
--------	--------------

【法人の概要】

法人名	社会福祉法人高嶺福祉会
設立	平成19年5月1日
所在地	千葉県鎌ヶ谷市佐津間989番地1
代表者	理事長 菅原 暁

【事業内容】

特別養護老人ホーム／短期入所生活介護事業／通所介護事業

【関連法人】

医療法人社団豊寿会	高嶺診療所
	介護老人保健施設 高嶺の郷
	小規模多機能型居宅介護事業所 いこまの家
	居宅介護支援事業所 高嶺の郷

【事業者】

兵庫県赤穂郡上郡町野桑3027番地

デイサービスセンター 野桑の里

管 理 者 村田 博之

印

【事業所】

兵庫県赤穂郡上郡町野桑3027番地

デイサービスセンター 野桑の里 (指定番号 2873900209 上郡町)

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名

印

署名代行者氏名(続柄)

印